

第四十回国会  
衆議院  
文教委員会  
會議録  
第十一号

(三三五)

昭和三十三年三月九日(金曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 櫻内 護雄君

理事 上村 千一郎君 理事 白井 莊一君

理事 八木 徹雄君 理事 米田 吉盛君

理事 山中 吾郎君

伊藤 郷一君 坂田 道太君

田川 誠一君 高橋 英吉君

中村 祐一郎君 濱野 清君

松山 千恵子君 南 好雄君

杉山 元治郎君 三木 喜夫君

鈴木 義男君 谷口 善太郎君

出席國務大臣

文部大臣 荒木 萬壽夫君

出席政府委員

文部政務次官 長谷川 峻君

文部事務官 吉地 茂君

(大臣官房長)

文部事務官 福田 繁君

(初等中等教育局長)

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

文部事務官 清水 康平君

(文化財保護委員長)

文部事務官 豊瀬 祐一君

文部事務官 滝本 邦彦君

文部事務官 物部 謙三君

文部事務官 石井 勘君

文部事務官 門 員

文部事務官 石井 勘君

文部事務官 門 員

文部事務官 石井 勘君

文部事務官 門 員

文部事務官 石井 勘君

文部事務官 門 員

文部事務官 石井 勘君

文部事務官 門 員

文部事務官 石井 勘君

同月九日

委員 淺沼 孝子君及び山口 シヅエ君

任につき、その補欠として井伊 誠一

君及び前田 榮之助君が議長の指名で

委員に選任された。

三月八日

学校法人紛争の調停等に関する法律

案(内閣提出第二二二号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

学校法人紛争の調停等に関する法律

案(内閣提出第二二二号)

学校教育法の一部を改正する法律案

(千葉千代世君外四名提出、参法第

七号)(予)

学校教育法の一部を改正する法律案

(豊瀬祐一君外四名提出、参法第八

号)(予)

義務教育諸学校の教科用図書無償

に関する法律案(内閣提出第一〇二

号)

義務教育諸学校の児童及び生徒に対

する教科書の給与に関する法律案

(山中吾郎君外九名提出、参法第

三三三号)

教科書法案(山中吾郎君外九名提出、

参法第一四四号)

文化財保護に関する件

○櫻内委員長 これより会議を開きま

す。

学校法人紛争の調停等に関する法律

案を議題とし、政府より提案理由の説

明を聴取いたします。長谷川文部政務

次官。

学校法人紛争の調停等に関する法

律案

学校法人紛争の調停等に関する

法律

明を聴取いたします。長谷川文部政務

次官。

学校法人紛争の調停等に関する法

律案

学校法人紛争の調停等に関する

法律

(目的)

第一条 この法律は、学校法人紛争

が生じ、これにより学校法人の正

常な管理及び運営が行なわれなく

なり、かつ、そのため当該学校法

人が法令の規定に違反するに至つ

た場合において、当該紛争の処理

に關し調停その他の措置を定める

ことにより、学校法人の正常な管

理及び運営を図り、もつて私立学

校における教育の円滑な実施に資

することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校法

人」とは、私立学校法(昭和二十四

年法律第二十七号)第三十三条に規

定する学校法人をいう。

2 この法律において「私立学校」と

は、学校法人の設置する学校教育

法(昭和二十二年法律第二十六号)

第一条に規定する学校(当該学校

法人が私立学校法第六十四条第二

項の規定により各種学校を設置し

ている場合にあつては、当該各種

学校を含む)をいう。

3 この法律において「学校法人紛

争」とは、学校法人の役員又は評

議員の間における当該学校法人の

管理及び運営についての紛争をい

う。

4 この法律において「当事者」と

は、学校法人紛争がある場合にお

ける当該紛争に係る役員又は評議

管理及び運営についての紛争をい

う。

4 この法律において「当事者」と

は、学校法人紛争がある場合にお

ける当該紛争に係る役員又は評議

員(当該紛争により学校法人の役

員又は評議員の地位を失つた者を

含む)をいう。

5 この法律において「所轄庁」と

は、私立学校法第四条に規定する

所轄庁をいう。

(調停の開始)

第三条 所轄庁は、学校法人紛争が

生じ、これにより学校法人の正常

な管理及び運営が行なわれなくな

り、かつ、そのため当該学校法人

が法令の規定に違反するに至つた

と認めるときは、当該学校法人紛

争の解決のため、当事者の申出に

より、又は私立学校法第九条第一

項に規定する私立学校審議会、同

法第十八条第一項に規定する私立

大学審議会若しくは学校教育法第

七十条の七第一項に規定する高等

専門学校審議会(以下「審議会」と

いう)の建議により若しくはあら

かじめ審議会の意見をきき職権を

もつて、学校法人紛争調停委員

(以下「調停委員」という)に調停

を行なわせることができる。

(調停委員)

第四条 調停委員は、三人以上五人

以下とし、事件ごとに、審議会の

委員その他の者で学識経験を有す

るもののうちから所轄庁が任命す

る。

2 調停委員は、非常勤とする。

(意見の聴取等)

第五条 調停委員は、期日を定め

るもののうちから所轄庁が任命す

る。

2 調停委員は、非常勤とする。

(意見の聴取等)

第五条 調停委員は、期日を定め

て、当事者に対し、出頭を求めて

その意見をきき、又は資料の提出

を求めることができる。

(調停成立前の措置)

第六条 調停委員は、調停を行なう

については必要があると認める

ときは、調停成立前の措置とし

て、当事者又は当該学校法人紛争

に係る学校法人に対し、調停の成

立を困難にするおそれがある行為

につき、必要な勧告をすることが

できる。

(合意による調停の成立)

第七条 当事者の全部又は一部の間

に合意が成立し、かつ、調停委員

がこれを相当と認めて調停若しくは

調停が成立したときは、当該当事者の間に

調停が成立したものとす。

(調停案による調停の措置等)

第八条 調停委員は、当事者の全部

の間に前条に規定する合意が成立

した場合を除き、適当な時期に、

調停委員の全員の一致をもつて調

停案を作成してこれを当事者に示

し、相当と認める期限を附してそ

の受諾を勧告することができる。

この場合において、調停案を作成

するときは、あらかじめ、当事者

に対し、その旨を通知し、意見を

述べさせることができる。

この場合において、調停案を作成

するときは、あらかじめ、当事者

に対し、その旨を通知し、意見を

述べさせることができる。

述べる機会を与えなければならない。

2 調停委員は、前項の勧告をしたときは、理由を附して当該調停案を公表することができる。

3 当事者のすべてが第一項の期限内に調停案を受諾し、かつ、その旨を記載した文書に署名押印してこれを調停委員に提出したときは、当該調停案につき、当事者の間に合意が成立したものとみなし、調停が成立したものとす。

4 第一項の期限内に当事者の一部が調停案を受諾しなかつた場合においても、当該調停案を受諾した者の間に当該調停案について調停を成立させることが適当であると認めるときは、調停委員は、当該調停を成立させることについて、当該受諾者に対し同意を求めることができる。この場合において、当該受諾者のすべてが同意し、かつ、その旨を記載した文書に署名押印してこれを調停委員に提出したときは、当該調停案につき、当該受諾者の間に合意が成立したものとみなし、調停が成立したものとす。

5 前項前段の規定により調停を成立させることについて受諾者に対し同意を求める場合において、必要がある認めるときは、調停委員は、調停案を受諾しなかつた者に対し、当該調停案を受諾すべきことを勧告することができる。この場合において、その者が当該調停案を受諾したときは、その者を前項の受諾者とみなして同項の規定を適用する。

6 調停委員は、第一項の規定による調停案を当事者に示した日から相当な期間を経過しても調停が成立するに至らないときは、調停を打ち切ることができる。

(調停成立後の措置)

第九條 所轄庁は、成立した調停の内容の実施について、当該調停に係る当事者若しくは当該学校法人紛争に係る学校法人から報告を求め、又は必要に応じて調査することができる。

2 所轄庁は、当事者が正当な理由がないのに成立した調停の内容を履行せず、又はその内容に違反したと認めるときは、当該当事者に対し、その調停の内容を履行すべきこと、又はその違反行為を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(解職又は解職の勧告及び解職等) 第十條 当事者が前条第二項の規定による命令に違反した場合において、当該当事者を解職しなければ当該学校法人の正常な管理及び運営を図ることができないと認めるときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、期間を定めて、その期間内に当該当事者を解職すべきことを勧告することができる。第八条第一項の調停案に係る当事者で同条第三項、第四項又は第五項の規定による調停が成立したものとされなかつた者を解職しなければ当該学校法人の正常な管理及び運営を図ることができないと認めるときも、同様とする。

2 前項の場合において、当該学校法人が当該勧告に係る措置を実施

することができないと認めるときは、所轄庁は、当該学校法人に対する勧告に代えて、直接当該当事者に対し、期間を定めて、その期間内に解職すべきことを勧告することができる。

3 所轄庁は、前二項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る者に対して弁明の機会を与え、その意見をきかなければならない。この場合において、当該勧告に係る者又はその代理人は、所轄庁に対して弁明すること

4 第一項の勧告に係る当事者が同項に規定する期間内に解職されない場合又は第二項の勧告に係る当事者が同項に規定する期間内に解職しない場合において、当該学校法人の正常な管理及び運営を図るため他に方法がないと認めるときは、所轄庁は、当該勧告に係る者を解職し、かつ、解職した者の後任者の選任について、当該学校法人に対し、必要な指示をすることができ、この場合において、解職された者が私立学校法第三十八

条第一項第一号に掲げる校長であるときは、その者は、同時に校長の職を失うものとする。

(所轄庁の資料提出要求等) 第十一條 所轄庁は、第三條の規定により調停を行なわせることについて必要がある認めるときは、学校法人紛争に係る学校法人又はその役員若しくは評議員に対し、必要な資料の提出を求め、及び当該

学校法人の帳簿書類その他必要な物件を調査することができる。

(各種学校の設置の目的とする法人に関する準用規定) 第十二條 この法律の規定は、私立学校法第六十四條第四項の法人について準用する。

(政令への委任) 第十三條 この法律に規定するもののほか、調停委員、調停手続その他この法律の実施について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の施行の日前に生じた学校法人紛争に対する適用) 2 この法律は、この法律の施行の日前に生じた学校法人紛争で、この法律施行の日以後引き続き継続しているものについても、適用があるものとする。

(文部省設置法の一部改正) 3 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「国立の学校その他の機関(第十四条第二十七條)」を「国立の学校その他の機関(第十四条第二十七條の二)」に改める。

第五條第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 学校法人紛争の処理のため必要な措置を行なうこと。

である学校法人についての学校法人紛争の処理のため必要な措置を行なうこと。

第十三條第一項第四号中「審議会等」の下に「並びに第二十七條の二に掲げる学校法人紛争調停委員を加える。

第十四條中「及び第二十七條の二」に改める。

第二十七條第一項の表の下欄中「私立学校法」を「私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)及び学校法人紛争の調停等に関する法律(昭和三十一年法律第 号)」に改める。

第二章第二節第二十七條の次に次の一条を加える。

(学校法人紛争調停委員) 第二十七條の二 本省に学校法人紛争調停委員を置く。

2 学校法人紛争調停委員の権限、任命その他の事項については、学校法人紛争の調停等に関する法律の定めるところによる。

(この法律の有効期限) 4 この法律は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。ただし、この法律が効力を失う日前に成立した調停及び当該調停に係るこの法律の規定によるその他の措置に關しては、当該二年を経過した日以後も、なおその効力を有する。

理 由 学校法人の正常な管理及び運営を図り、もつて私立学校における教育の円滑な実施に資するため、学校法

人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理運営がなされなくなり、かつ、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つた場合における当該紛争の処理に關し、調停その他の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○長谷川政府委員 このたび提案いたしました学校法人紛争の調停等に関する法律案につきましては、その提案の理由及び内容のあらましを御説明申し上げます。

わが国の学校教育において、私立学校は重要な一翼をになひ、その特色ある教育と伝統ある學風によつて教育文化の進展に多大の貢獻をしてゐるのであります。

ところが、名城大学に見られるごとく、学校法人の理事、評議員の間において長期にわたり、深刻な紛争が続けられ、ために、理事会の機能は、麻痺し、法令、寄付行為等に違反する事態が起つてゐる私立学校があるのは、遺憾なことでありま。

このような事態を放置することは、ひとり当該学校の教職員、学生、父兄の不幸であるばかりでなく、私立学校全般の名譽にも關係する重大問題であります。

本法案は、このような事情に照らし、学校法人紛争の解決のための措置として、次の方法を講じようとするものであります。

まず、第一に学校法人紛争は、本来訴訟では解決のできない性質のものが少なくありませんので、新たに調停制度を設けて、所轄庁の任命する調停委員による調停を行ない、学校法人の紛争を速に解決して公正迅速に解決しようとするものであります。

第二に、調停委員により成立した調停を受諾しながら、当事者が、これに違反し、それに対する是正命令に従わぬ場合、または、あらゆる方法を尽くしてもなお当事者が調停案を受諾せず、このため紛争が継続し、学校法人の正常な管理および運営をはかることができないような場合は、所轄庁が私立大学審議会等の意見を聞いて、当事者の解職または解職の勧告をすることができるとし、第三に、さらにその勧告にも応じない場合において、やむを得ない手段としてその者を解職することができるとしたものであります。

従つて、これらの措置は、現行法により認められてゐる解散に至る前の救済方法と考えられるのであります。

なお、この法律案は、以上の措置によりまして当面する紛争をできるだけすみやかに解決し、学校法人の正常な管理及び運営を確立しようとするものでありますので、その有効期限を二年といたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容のあらましであります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○櫻内委員長 補足説明がありますので、これを許します。杉江局長。

○杉江政府委員 ただいま提案になりました学校法人紛争の調停等に関する法律案につきまして御説明がございましたので、若干補足説明をいたします。

第一条は、この法律案の目的を規定するものであります。この法律は、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理、運営が行なわれなくなり、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つたという三つの要件に該当する場合において、調停委員による調停その他の措置を行なうことにより、学校法人の正常な管理、運営をはかり、もつて私立学校における教育の円滑な実施に資することを目的とするものであります。

第二条は、用語の定義をいたしております。すなわち、この法律における用語のうち、学校法人、私立学校または所轄庁とは、私立学校法でいうそれぞれの用語と同様であり、また、この法律において学校法人紛争とは、学校法人の役員または評議員の間における当該学校法人の管理及び運営についての紛争をいう旨を定めてあります。また、この法律における当事者とは、学校法人紛争に關係する役員または評議員とし、当該紛争により役員または評議員の地位を失つた者を含む旨を定めるものであります。

第三条は、調停の開始についての規定であります。学校法人紛争により、学校法人の正常な管理、運営が行なわれなくなり、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つた場合において、所轄庁は、当事者の申し出または審議会の建議もしくは審議会の意見を聞き、職務により調停委員に調停を行なわせることができることとするものであります。

第四条は、調停委員三人以上五人以下とし、事件ごとに、審議会の委員その他学識経験者のうちから任命することとを、第五条は、調停委員の権限として、当事者に出席を求めて意見を聞き、また資料の提出を求めることができる旨を、第六条は、調停の成立を困難にするおそれがある行為につき調停委員が必要な勧告を行ない得る旨を規定したものであります。

第七条は、調停を行なつてゐるうちに、当事者の間に合意が成立し、その合意を調停委員が相当と認めて調停書に記載したときは、調停が成立するものとする規定であります。

第八条は、調停案による調停についての規定であります。自然の合意による調停が成立しないときは、調停委員は、当事者の意見を聞き全員一致で調停案を作成し、期限を付して当事者に受諾を勧告することができるとし、この場合調停委員は、調停案を公表することができるとしてあります。

当事者の全員が、その期限内に調停案を受諾したときは、調停が成立いたします。これを原則といたします。

調停委員が受諾しない場合においても、調停委員が受諾した者だけの間においても調停を成立させることが適當と認めるときは、それらの者の間にいづれ一部の調停が成立することとして紛争の解決に資することとしてあります。

第九条は、成立した調停の内容を確保するための所轄庁の措置として、必要な報告を求め、また調停内容に違反した場合等には是正のための必要な措置を命ずることができることを定めたものであります。

第十条は、解職または解職の勧告及び解職等について規定したものであります。すなわち、所轄庁の是正命令の違反者、または、調停の成立しない当事者について、その者が当該役員または評議員の職にとどまつていたのでは学校法人の正常な管理運営をはかることができないと認めるときは、所轄庁

は、あらかじめその者に弁明の機会を与えたとともに審議会の意見を聞いた上、当該学校法人に対しその者の解職の勧告をすることができるとし、なおこの場合当該学校法人が勧告にかかる措置を実施することができないと認められるときは、法人にかえて直接その者に解職を勧告することができるとを定め、さらに勧告にかかる者が解職されない場合または解職しない場合において、学校法人の正常な管理および運営をはかるために方法がないと認められるときは、やむを得ない措置として、当該勧告にかかる者を解職できることとしたものであります。

第十一条は、調停委員に調停を行なわせるため必要があるときは、所轄庁は資料提出、帳簿書類等の調査ができることとし、第十二条は、この法律の規定の準学校法人への準用について定め、第十三条は、実施規定の政令への委任について定めたものであります。

最後に附則は、この法律の施行期日及び経過措置等について定めたものであります。第四項において、この法律は施行の日から起算して二年を経過した日に効力を失ふことを定めてあります。

以上がこの法律案の概要であります。

○櫻内委員長 次に予備審査のため付託されております学校教育法の一部を改正する法律案(参法第七号)及び学校教育法の一部を改正する法律案(参法第八号)の兩案を一括議題とし、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。参議院議員豊瀬一君。

第四十回 参議院文教委員會會議錄第十号

昭和三十七年三月二十七日(火曜日)  
午後二時十七分開会

文部省管理局長 杉江 清君  
事務局長  
常任委員 工業 英司君  
専門委員

委員の異動  
本日委員堀本宜美君、泉山三六君、宮澤喜一君及び東陽君辞任につき、その補欠として温水三郎君、横山フク君、山本杉君及び片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢 正君  
理事

委員  
北畠 教員君  
野本 品吉君  
近藤 鶴代君  
豊瀬 禎一君  
井川 伊平君  
横山 フク君  
下條 康吉君  
杉浦 武雄君  
田中 啓一君  
山本 杉君  
千葉千代世君  
米田 勲君  
柏原 ヤス君  
片岡 文重君

國務大臣  
文部大臣 荒木萬壽夫君  
政府委員  
文部政務次官 長谷川 健君  
文部大臣官房長 宮地 茂君  
文部省初等中 福田 繁君  
等教育局長

第六部 文教委員會會議錄第十号

昭和三十七年三月二十七日

【参議院】

○委員長(大矢正君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

○委員長(大矢正君) それでは、学校法人紛争の調停等に関する法律案を議題として審査を進めます。

○委員(大矢正君) それでは、学校法人紛争の調停等に関する法律案の第一條に、

「この法律は、学校法人紛争が生じ、これにより学校法人の正常な管理及び運営が行なわれなくなり、かつ、そのため当該学校法人が法令の規定に違反するに至つた場合において、当該紛争の処理に關し調停その他の措置を定めることにより、学校法人の正常な管理及び運営を図り、もつて私立学校における教育の円滑な実施に資することを目的とする。」とございますけれども、

正常な管理及び運営ができなくなり、かつ教育の円滑な実施を欠いている、こういう具体的な例があつて、それに適用させるためにこの法律を作つた、と、こういうわけでございましょうか。

○政府委員(杉江清君) この法律そのものは、現にそのような事実があるということを前提として行なうわけではございませんが、しかし、この法律を作る原因の実態は、ただいまお話しのような事実が名城大学に存してゐる。そのことのためにこの法律を制定するに至つたという事実があるわけでございます。

○千葉千代世君 そういたしますと、その具体的な対象というのは、現在、名城大学一校だけでございましょうか。

○政府委員(杉江清君) さようでございませう。

○千葉千代世君 聞くところによりますと、名城大学では今授業料を労働金庫に供託しておいて、そこから借入金で学校の管理運営をしているというのを聞いたわけですが、その実態について政府で把握している点を述べていただきたいと思ひます。概略でけっこうでございます。

これは前国会の委員会でもその点が述べられたわけですが、その後の状況でけっこうでございます。

○政府委員(杉江清君) 現状におきましては、学校の管理運営は三者審議会というもので行なわれてゐるわけですが、その三者といふのは、教授会と教職員組合と学生会の代表者、この三者で構成されてゐるわけでありまして、この三者審議会による学校の管理は三十四年の十一月に開始されたものでありまして、教職員の給料、大学維持に必要な経費は、学生が労働金庫に預金した授業料相当額から借用形式によつて支弁して現在に至つておるのであります。このこと自体は、学校はその設置者が管理をするという原則に違反してゐるわけで、今までもいろいろ実質的な調停が行なわれて、このような事態を解消し、正常な管理に移すような努力が行なわれたのでありますけれども、この紛争は継続して、そのような改善がなされず現在に至つておる状況でございます。

○千葉千代世君 授業料を労働金庫に供託してそこでまかなつてゐると、さうございませうけれども、実際において年度末、昨年度末でけっこうですが、収支の決算はどんなになつてゐますでしょうか。たとえば借付した中で十分学校がまかなえておつたかどうか、あるいは足りなくて学校運営について何か方法を講じられておつたかどうか、寄付金等その他について伺ひたい。

○政府委員(杉江清君) ただいまその詳細な収支決算書は持ち合わせておりませんが、

○千葉千代世君 大体でけっこうです。何とか運営できて……。

○政府委員(杉江清君) 労働金庫に授業料を預金して、それからいろいろ必要経費を支弁しておるものでありますけれども、それはいわゆる学校を維持する、最低限度の現状を維持運営するために必要欠くべからざる経費をそこから支出してゐる、こういう現状でございます。たとへば先生の俸給もそこから支払つてゐるわけでありまして、けれども、それはいわゆる生活費を支給するということであつて、俸給の金額を必ずしも支弁しておりませんし、また、増俸、給与の引き上げ等もずつと行なわれておりません。なお、その学校の施設運営につきましても、また設備の補修増強等についても、ほんとうに現状を維持するために必要な経費の支弁は、ここから行なわれておりますけれども、新しく施設を建て、または設備を充実

するといふような積極的な利用は行なわれておりません。で、そういった最低限度の必要経費をまかなうという範圍においてはどうかやっておるといふのが現状でございます。

○千葉千代世君 教職員の俸給については最低必要限度をこれからまかなっている、正式に俸給表どおりいたしていないわけですね。そうすると、教職員は学校に対して貸しがあるわけですね、平たい言葉で申しますと。大体一人平均どのくらいの貸しがあるのでしょうか。

○政府委員(杉江清憲) ちょっと正確な数字は把握しておりませんが、

○千葉千代世君 というのは、御承知のように国家公務員、地方公務員、その他についてベースアップがありまして、民間産業でもそれそれベースアップがあつたわけですね。すると、名城大学では長い間紛争の中におりましたために、教職員の方々の生活も非常に逼迫している。そういう中で、今ぎりぎり限度を超えて、何とか学校がよい運営がされていったならば、自分たちの生活もそれに沿つて明るくなつて、教育の効果も十分あげられるのではないか、こういう希望を抱いて長いことおつたわけですね。そうしますと、今の公務員あるいは民間の給与に比べて、非常に低い生活でしんぼうなさつたわけですから、この借財が相当にあると思うのです。そうすると、この法案ができて、よい運営がされていけば、当然これは教職員がそこへ貸したのとして、これは早急にそういう支払い関係等も円満にいくようなお考えでございますまいしょうか。

○政府委員(杉江清憲) その解決について、場合によつては調停の内容に、そういう点が含まれるかもしれないし、また、もし調停の内容にそのことが含まれませんかについては、学校法人がその正常な管理及び運営を行なうようになりましては、その紛争期間中のいろいろな不備を補正し、たゞいまのような問題についても適切な解決がなされるものと、私どもは考えております。

○千葉千代世君 重ねて伺いますけれども、円滑な教育の実施とか、それから学校法人の正常な管理とか運営とか、こういう中には当然教職員の方々のそれから職員の方々の、これが非常にしんぼうの中に力を結集して、そして何とか盛り上げたいとしんぼうしたわけですから、やはり調停の内容の中に、そういうふうな、盛らるる用意が十分されていなければならないと思ひますが、今、局長の御答弁の中には、あるいは調停の中にその項目が入るかもしれない、こういうお話でございますが、調停の内容の中に、やはりきちんとしたそういう項目を入れられる用意があるかどうか、そういう点伺ひます。

○政府委員(杉江清憲) この法律の建前は、学校紛争を解決するというところにあるわけでありまして、その学校紛争といふものは、学校紛争一般をさしているのではなくて、いわゆる学校法人の役員相互の間の紛争をさしているのではありません。その学校法人の役員相互の間の紛争そのものを解決することが、この法律の主たるねらいであるわけなんです。その学校法人の役員相互の紛争が解決されて、いわゆる

学校法人が学校を管理する機能が回復いたしますならば、その機能に信頼して、他の問題は適切な解決をはかつていこうというものが基本的な考え方でございます。しかし学校紛争の内容には、単に理事者相互の争いというだけでなく、いろいろな要素がからんでおりますから、その学校紛争の重要な事項は調停の内容に含まれる可能性は多いと思ひます。しかし、今のような問題は、調停の内容に入つてこなければならぬといふ性質のものでも必ずしもないと思ひます。その辺の判断は、調停員がよく実態に即していれば、いろいろ調査もされ、研究もされた結果によりまして、そこで調停の内容として含むか、またはそれは自後の解決にゆだねるか、判断されるべき性格のものだと考えております。

○千葉千代世君 誤解があるといけませんが、今の申し上げたいと思ひますが、私は、この法案が教職員の給与とか、人事の面に適用されてはいけないという見解を持つておられるわけですね。さしてはならない。その点で、今の局長さんの御説明のとおりなんです。しかしながら、現在お勤めになつておられる方々が、この紛争のために俸給をもらえないわけでしょう、結局は、そうすると、非常に損失をこうむつておられるわけですから、その点だけの損失の回復について調停の内容に盛り込んでいかなければいかん、こういうことで御質問申し上げたわけですね、くれぐれも、この法案が普通の人事とか、給与とかに波及されることは、これは厳に慎まなければならぬ、これは極力排除していただく、こういう点については同感でございます。

続いてお尋ねいたしますけれども、私立学校については文部大臣が解散権を持つておられるわけですね、学校の解散権。そうすると、この解散権というのは、今まで文部大臣が行使したことがあるんでしょうか。

○政府委員(杉江清憲) ございません。

○千葉千代世君 そうすると、解散権と申しましても、学校そのものを解散してしまふ、この法律はそうではなくて、理事者の首のすげかえ、という言葉は何ですが、その入れかえを主とした法案でございますね。

○政府委員(杉江清憲) 解散のような、学校のいわば死刑処分にも当たるような処分は、これは万やむを得ざる最後の手段としてとらるべきものであつて、それに至るまでにあらゆる措置を講じて、そのような最悪の事態は避けるべき性質のものでございます。ところが、現在の法律の建前は、その解散に至るまでの法的な手続、法的な制度が欠けておられるわけでございますから、それをこのような制度によつて補ひまして、解散のような最悪の事態を避けようというものがこの法律の建前だと考えております。

○千葉千代世君 そうしますと、先ほど御指摘になつたこの名城大学は、非常に学校全体が協力一致して、よい学校に育てていこうと一生懸命になつておられる中だ。しかしながら、理事者の紛争のために円滑な運営を欠いておられるんだから、それさえ除いていけばこの学校は隆々発展していけると、こういう見通しのもとにこの法案ができたわけですか。

○政府委員(杉江清憲) 基本的にはそ

う考えてよろしい、また考えたいのでありますけれども、率直に申し上げますならば、私はその理事者の紛争だけが名城大学の現在の問題であるといふふうに断定できるかどうかについては、一まつの疑念を持つております。それは率直に言いますならば、理事者相互の間の紛争のみならず、学校全体がこの紛争について反省し、全部が今後力を合わせて、この学校を再建するといふかまを、一そう強く持ち、一そう努力することが必要である、かように考えております。しかし、このことは、私、紛争の実態について十分調査した結果の発言ではないのであります。たゞ単に役員相互だけの問題だとこの実態を把握することには、やや疑念を持つておられるわけでございます。

○千葉千代世君 この問題に關しては、前国会等において、地元の杉浦委員初め衆参両院の皆さんが、実際の立場から、どうしても早くこの紛争を処理しなければならぬからということ、法案の用意がなされておつたわけですね。私も昨年学校に行つてみまして、なるほどこれは早く解決して、そして学生たちも安心して、希望を持って、そして勉強できると、こういう安定した環境を作つていかなければいけない、ということを感じたわけですね。そこで、この法案については、時限立法でもある、それから特定の学校に適用される、こういうことで、あとはほかに適用の考えもないように伺つておりますので、やむを得ない処置であると思つて賛成しているわけなんです。が、ほかの私立学校関係の方にそれぞ

れ意見を聞いてみたわけですね。そうし

て、

○政府委員(杉江清恵) まあ常議的に、三人以下というのもどうか、まあ、あまり人数が多いということも、こういうた紛争の解決、立ち入った問題を審議し、結論を出していく場合に、あまり人数が多いということもど

になりますと、必ずしもそう考えない  
 のであります。で、要するにその辺  
 の、まあ議事をどういうふうに進める  
 かということとは実は政令段階で書く  
 もりにしております。それは、実際問  
 題としては三人ないし五人ということ

となっておりまして、今ここで審議する段階ではないと思いますけれども、あそこに行つて事情を聞いてみますと、非常に複雑な要素があるように伺つたのです。前理事長さん、前々の方、その他学校を御創立になつた方々

戻つて恐縮ですが、二条の三項でござい  
ますが、学校法人の役員または理  
事、評議員の間の紛争以外の教職員と  
役員との紛争は適用外である、これは  
労働法とか、労働関係調整法など、こ  
の法案以外の法律の適用を受けると思

○千葉千代世君　そうしますと、道義的に、この調停委員会にかかっている間は、他の裁判所にかけないというのは道義的にね。ただその場合に、調停したものが同意を得られなかった場合がございいますね、そういうときこ



は、これは無効でございましょう、得られなければ。だから、そのときには裁判にかけても争うということになる場合には、やむを得ないわけですね。

○政府委員(杉江清君) 今の御質問がはつきりしなかった点があります。調停が成立しなかったときには、これは必要に応じて、所轄庁がその役員の解職を勧告し、または、最終的には解職する権限を与えているわけであります。しかし、そういうこと、いわゆる裁判所に訴えを起こすことは、これとは別個の問題でありまして、調停が成立せずに、そのような所轄庁の、ただいま申し上げましたような処分が行なわれた後において、なお、地方裁判所に訴えを提起し、または行政裁判所に訴えを提起することは可能であります。ただ、ただいま申されたように、調停が開始された以上は、同時に、またその調停の手續の進行中、訴えを起こすというようなことは、これは道義的に避けるべきことであるし、調停の円滑な実施のためには、むしろ現在提起されております訴えを取り下げるくらいは関係者の御配慮があれば、非常にうまくいくと考えているわけであります。

○千葉千代世君 まだこまかいことを質問したいと思いますが、今審議の中で明らかになったことは、この法案が乱用され、給与とかの面について、紛争の内容以外のことについてはこれは関係しない、こういうふうな大まかなことが明らかになりましたので、こまかい質問もしたいと思いますが、これで質問を終わります。

○米田勲君 関連質問。文部大臣にお

尋ねますが、私学の紛争を解決するために、しかも現在においては、ただ一つの私学の紛争を解決するためにこの法案を出してきているわけですね。現行法規でこの私学の紛争をなぜ解決できないのか。今までのいろいろな対策が講ぜられたかと思うが、なぜ現行法規の範囲内で、この紛争が解決できなかったのか、大臣の見解をお聞きします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 現行法では、いよいよ学校を設置することを目的として設立され、認可された学校法人内部において、本来の学校の運営を自己が困難に陥つて、学生に迷惑をかけ、学校の信用を落とすなどという運営の仕方をする理事者は、あるはずがないという前提に立っていると思えます。したがって、そういう前提のゆえに、類例のない、おそらく前古未曾有の紛争の具体的な事例をここに展開しておられる例というのは、今後に向かってゼロになつてほしいと思うわけですが、現在の法律が、今申し上げたようなことを大前提としておりませんがゆえに、異例のかような紛争に對しては無力である。裁判されたに訴えて、お互いが、いわば泥試合的な相互訴えを提起するということにまかされる起つておる現象と思つておられます。したがって、現行法では処置ができません。このような場合に現行法をも最終的に適用すると仮定しますならば、私立学校法六十二条でございませうか、解散を命ずるというほかにはないと思ひます。これまた先ほど来、政府委員が申し上げたとおり、解散権限は

文部大臣に与えておりますけれども、その具体的な手続あるいは事後処理等につきましても何らの規定がない。一種の法の不備だらうと思つておりますが、このことは、その解散権限の行使すらもほとんど想像されにくいものの期待を持って規定されていると想像されるのであります。それで、かりにその伝家の宝刀を抜いてみまして、何ら学校法人そのものの紛争の解決にならない。特に在學しておる学生の教育を受ける立場をどう処理するかという具体問題の解決には何らならないというこのために、解散権限がありながら行使できなかった状態で今日までおるわけでありませう。したがって、ほとんど法が予想しなかつたような事態も現に起つておるわけでございますから、この当面の難問題を処理するに、最小限度に必要な規定を整備いたしまして、この法案を立案し、御審議を願つておるような次第であります。

○米田勲君 この法律案を成立させることによつて私学の紛争、現在起こつておる紛争を解決できるといふ見通しを立てておるのかどうか、これが一点、もう一つは、こういう法案を出す題になつてくるわけですね。そこでこの法案は、大学の自治との関係、大学の自治を侵すというふうなことに乱用されないという配慮が条文のどこにされているのか、この二点をお聞きします。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) この法律案を決定していただければ解決できると思ひます。できると思ひますと言ひばなしでは十分でないようですけれども、

も、法案に盛り込んでおる内容が着実に実行されます限り、調停委員の職実な調停が効果を奏します限り、解決はできると存じます。大学の自治との矛盾は著し全然ないと思つておりませう。大学の自治というのは、もともと學問の自由、研究の自由という立場を基本線といたしまして、大学の自治が主張される。そのことには一点の変わりもないこととあります。学校法人は学校を経営するための手段としてとられた制度であつて、学校法人それ自体に學問の自由の自治権というものは何らないわけなんです、むしろ学校を円満に正常な姿で運営する責任こそあれ、今の名城大学の紛争みたような、学校本来の事業を没却したようなことにする自由はないわけ、徹底的に間違つておる面だけしか存在しないといふことと私は理解します。繰り返しますれば、大学の自治といふことは、本来學問の自由、研究の自由と根ざしておる限りにおいては、この法案は、具体的に申せば名城大学の大学の自治とは何らかかわりがない、こういうふうに思つております。

○米田勲君 私は今の文部大臣の答弁で、この法案を成立させて、この法律に基づいて措置が進むことによつて名城大学の紛争は解決できると文部大臣が明確に答弁したことを確認しておきます。さらにもう一つは、大学の自治を、この法律が有効になつて、措置がとられていっても全く侵されるものではない、こういうふうな大臣が答弁をしたというところを確認しておきます。

次に、この法律の第四條に調停委員を、先ほどの質問にもありましたように、三人以上、五人以下の調停委員を

所轄庁は任命するのですが、これは法案を読んでも、調停委員の任命のなものを設けるようになっておらないように理解をされるが、調停委員会といふものを持つのか、持たないのか。持つとすれば法律のどこにそれをうたつておるのかという疑問が一つ。それからこの調停委員はかりに五人で構成するとなれば、委員長というふうなものを法律の上から、政令の上で特に責任者としての職権を持たせて設けるのかどうか、こういう疑問がもう一つ。それに關連して第六條に、冒頭に、「調停委員は」と書いてある。そうすると、これは調停委員が五人いる場合とすれば五人のうちの特定の一人といふことに解釈される。その五人の中の特定の一人の調停委員が、個人の判断でこの六條に規定されておるような行為をとれるのかどうか、この点についてひとつ御説明をお願いいたします。

○政府委員(杉江清君) この調停委員の調停は、あくまでもこれは個々の調停委員それぞれが独自の権能を持つて調停に当たるといふのはございませう。調停委員は調停委員全体として調停を行なうのであります。そのことは、調停案の作成には全員の一致を必要とするというところは法文にはつきりと明示しておりますが、その他の場合において法律にはつきり明示してございませうが、その点は政令で明らかにしていただくでございませう。政令におきましては、実質上、調停委員会というふうなものを作りまして、そこで委員長もやはり必要になると思ひますし、そこでいわゆる會議の形をとつていくことも實際上行なわれるわけで

でございます。しかし、建前は全員の一致が建前で、しかし、調停案の作成以外において必ずすべての場合に全員一致ということ法的には求めておりません。その辺のことは政令で規定して出す考えでございます。

○米田勲 私はどうもあなたの説明では納得ができませんが、本法の中に調停委員会という性格をうたわないうで、政令に持っていくってうたおうとしていたり、本法にはこの調停委員の中の代表者というか、責任者というかは規定してあるのに、政令に持っていくってそれを定めようとしておるといふことは、法案そのものが不備なではないか。特に第六条と第八条を比べてみると、第六条は「調停委員は」となっており、明らかにこれは個人である。ところが第八条は「調停委員の全員の一致をもって」とわざわざ断つてある。第八条の場合、したがって、そのうちの数人が合意しても、調停委員会の全員の一致がなければ、この八条の法律にあてはまる行動はとれない。ところが第六条には調停委員の全員の一致をもってとかいうようなことはないし、もちろん調停委員会云々ということはないわけだ。これはどうも六条と八条を対照してみても、今の本法と政令との関係からみても、どうも調停委員が個人として行動できるようなふうな法案は見受けられるし、そういう懸念がありそうに思われる。しかも、本法の中に調停委員会というものがなく、この委員会の委員長というものは法定されていないのですから、政令でそれを定めるといっても、法律上の権限は委員長になつた者には与えられないのではないか、本法にうたつていないから。こういう懸念がありますが、その点はどうか。

○政府委員(杉江清憲) この調停制度におきまして他の例も、通常、同様の形を持つておるのであります。この具體的なことは政令に十三条で委任しておりますので、そこで規定するわけでございます。この調停委員というものを、調停委員とあるから直ちに個人でこのようにすることができるといふふうには必ずしも読めないと考えます。その辺の明確さは、だから政令で明らかにすれば足りるという考えであります。

○米田勲 文部大臣、法律というものは、できるだけ国民に理解されるように作るべきでないか、しかも、まぎらわしいところをできるだけ避けるように法律を作るべきでないかと思ふのです。常識的に、今の局長の答弁だと、今まで大体の例がこういふことになつておるといふ答弁だが、私はそういうことは理由にならぬ、まぎらわしいところはあつたらぬ、不備があれば、やはり新しく作る法律案の中では、きちつとその不備を補うとか、まぎらわしい点がないように法案を作り上げるといふ必要があるのではないか。特に私は第六条と第八条の関係について見て

も、一方は「調停委員の全員の一致」だ、一方は「調停委員は」としておる、これは私のような疑義を持つことは、この法律を国民が見た場合、当然起こるのではないか。少なくともこういふむづかしい調停紛争に当たる場合には、調停委員個人としての活動があることは一そう紛争をむづかしくしてしまふおそれがある、特にこういう場合には調停委員全員の合意によつて常

に行動されるということが望ましいし、そうしなければならぬのではないか。そのことをなぜ法案の上にきつと体裁をとらないのだ。政令にみんなそれをゆだねてしまふというふうな考え方は本来正すべきでないか、法案を作成する際に、特に本法にうたつていないような権限だとか、性格を政令によつてうたうということは、これは逆転してないかと思ふ、考え方が。これらの点について文部大臣の見解をお尋ねします。

○國務大臣(荒木萬壽夫) 御指摘のとおり、法律に調停委員の職能、権限が定められておる以上のものを政令で規定するということはありません。先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 それでは、この第六条の法案の文章は「調停委員は」と書かれてあるけれども、これは個人として調停委員が行動できることではなく、調停委員全員の意見の一致によつて行動されることを、表現としては「調停委員は」としたのだ、こういう解釈をすることが正しいと考えますか、文部大臣どうですか。

○政府委員(杉江清憲) この種の調停制度においては、先ほども申し上げましたように、全員の一致を建前とするものでございます。しかし、いろいろすべてにわたつて常に全員一致を要するかどうかということは、これはその問題の輕重による場合があるわけでありまして、この調停委員のなすべきことの最も重要なことは、第八條に規定する調停案の作成でございます。このような場合には全員一致ということを明示してある。建前としては全員一致で行なひます。しかし、實際上この調停を行なひます場合に、事実問題として、調停委員が常に一緒になつて行動するといふことは必ずしも期待されないう。個々に手分けして人に会い、また個々の事件を担当するといふようなこともあります。その限りにおいて個人々々の行動の幅を認めていくといふようなことが實際にも起こる。しかし、また非常に事務的な問題においてよく相談してやるというふうな場合がある。その場合も建前は全員一致の建前でありまうけれども、しかし、すべてをそれによらなければならぬといふことにする必要はないのではないかと。そういうふうな實際上の事務処理といひますか、この調停の進行において起こるいろいろなことを予想して、その場合の必要なことは政令において規定する、こういう意味において、そういう問題の処理について事実上委員会のようなのを作っていくといふことには、私は法律の予定していないことではない、実施に必要な細則である、かように考えております。

○米田勲 あなたの御答弁の中に、私の聞いてゐることを誤解して答弁している箇所があるようです。それは「調停委員の全員の一致をもつて」という言葉を、直ちに調停委員が五人じつづつになつて歩くこと、行動することを僕が言つてゐるようになつた解釈をしてゐるようだ。調停委員の五人が、何も東のほうに歩いたら全部五人東に歩いていくといふことを言つてゐるのではなくて、少なくともこの調停委員の人たちが紛争を解決するために行動する場合に、調停委員全員の了解のもとに行動をしていくといふ必要があるのではないかという角度から、調停委員個人としての行動というものはなく、調停委員全員の意見の一致をもつて特定の調停委員が行動をとる。その行動については調停委員の全員の了解を知つておる、何のためにあの行動をしてゐるのか、そうして行動したあと、その委員は他の人たちに当然報告し、了解を求める。こういうことが法律上はつきりしておらないと、紛争を解決するために、こういう法律を作つていよいよもつて個人プレーが行なわれて紛争を拡大してしまふという懸念だつてないわけではなない、私はこの第六條のようない方というの

は、これは調停委員全員の意見の一致を得て調停委員が行動するといふふうな解釈をすることが正しいのではないか。あなたの答弁を聞いてみると、調停委員の他の委員が何ら了解していない、知らないことも、この法律では行動を個人的にとれるといふことも若干許しておる。私は少なくとも所轄庁がこういう紛争を解決するために調停委員を任命する場合には、少なくともそういうふうな配慮が必要である、個人プレーを封じておく、そのことが大事なことでないかと思ふが、あえてその

制度においては、先ほども申し上げましたように、全員の一致を建前とするものでございます。しかし、いろいろすべてにわたつて常に全員一致を要するかどうかということは、これはその問題の輕重による場合があるわけでありまして、この調停委員のなすべきことの最も重要なことは、第八條に規定する調停案の作成でございます。このような場合には全員一致ということを明示してある。建前としては全員一致で行なひます。しかし、實際上この調停を行なひます場合に、事実問題として、調停委員が常に一緒になつて行動するといふことは必ずしも期待されないう。個々に手分けして人に会い、また個々の事件を担当するといふようなこともあります。その限りにおいて個人々々の行動の幅を認めていくといふようなことが實際にも起こる。しかし、また非常に事務的な問題においてよく相談してやるというふうな場合がある。その場合も建前は全員一致の建前でありまうけれども、しかし、すべてをそれによらなければならぬといふことにする必要はないのではないかと。そういうふうな實際上の事務処理といひますか、この調停の進行において起こるいろいろなことを予想して、その場合の必要なことは政令において規定する、こういう意味において、そういう問題の処理について事実上委員会のようなのを作っていくといふことには、私は法律の予定していないことではない、実施に必要な細則である、かように考えております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 それでは、この第六条の法案の文章は「調停委員は」と書かれてあるけれども、これは個人として調停委員が行動できることではなく、調停委員全員の意見の一致によつて行動されることを、表現としては「調停委員は」としたのだ、こういう解釈をすることが正しいと考えますか、文部大臣どうですか。

○政府委員(杉江清憲) この種の調停制度においては、先ほども申し上げましたように、全員の一致を建前とするものでございます。しかし、いろいろすべてにわたつて常に全員一致を要するかどうかということは、これはその問題の輕重による場合があるわけでありまして、この調停委員のなすべきことの最も重要なことは、第八條に規定する調停案の作成でございます。このような場合には全員一致ということを明示してある。建前としては全員一致で行なひます。しかし、實際上この調停を行なひます場合に、事実問題として、調停委員が常に一緒になつて行動するといふことは必ずしも期待されないう。個々に手分けして人に会い、また個々の事件を担当するといふようなこともあります。その限りにおいて個人々々の行動の幅を認めていくといふようなことが實際にも起こる。しかし、また非常に事務的な問題においてよく相談してやるというふうな場合がある。その場合も建前は全員一致の建前でありまうけれども、しかし、すべてをそれによらなければならぬといふことにする必要はないのではないかと。そういうふうな實際上の事務処理といひますか、この調停の進行において起こるいろいろなことを予想して、その場合の必要なことは政令において規定する、こういう意味において、そういう問題の処理について事実上委員会のようなのを作っていくといふことには、私は法律の予定していないことではない、実施に必要な細則である、かように考えております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。

○米田勲 先刻、政府委員が事実上の措置として委員会というふうな構成について政令で定める予定であると申しましたが、それはあくまでも調停委員三人ないし五人の調停を進めるにあつた便宜上の手段として委員会的な運営をする事柄が政令で定められることがありましようとも、それによつて調停委員が持つてゐる権限以上のものを、委員会として、もしくは委員長として権限を持つて、もしやうな内容の政令というものはあり得ないと思つております。



個人ブレーの余地を残しておるような答弁をしておるのはどういふわけですか。

○政府委員(杉江清君) 重要なことにおいては、全員一致を建前とする趣旨でございます。ただ私の申し上げるのには、そうしてその前に、ただいまの私が申し上げた一斉にじゅずつなぎになつてやるというのを、そういうふうな御趣旨にとつた答弁というふうにお考えになつた点については、私もそれは考えないのであります。実際問題として個々別々にやるもの、それは全員の了解のもとにやるということも、私も考えておるのであります。ただ、そういうことでありますけれども、非常に事務的な処理を要する問題が起つてくるわけなんです。たとえばこの問題はひとつこういう手続でやるうじやないか、また、その日程はこういうふうな事務的な問題の処理はあると思ふ。そういう場合には私はやはり会議のようなものを持って話し合つて処理をしていく、こういう場合もあり得ると考えておるのであります。

○米田勲君 あなたの答弁を聞いてみると、私の言っていることと同じことじやないですか。会議を持つてこういう事務的なことを処理する必要があるというのをみんな話合つて、ある特定の調停委員が行動する、それは全員の意見の一致をもって行動していることじやないですか。いわゆる個人ブレーではない。だから第六条にいうような表現は、調停委員個人が他の委員と何ら連絡することなく、拘束することなく行動できるのだというのではな

か。特に私こういうことを大切に思つて聞いておる意味は、調停委員会というものが法定されている場合、あるいは委員長の法定されている場合はこの懸念は相当なくなる。しかし、これは五人選ばれれば五人が調停委員という同資格ですよ、法律の上では。そうであるがゆゑに、一そう調停委員が単独で行動をし、ほかの委員には何らその行動の内容が示されないというのではいかぬのではないかとこのことでは、この点はあなたも何だか私の意見を入れてうなずいておる個所もあるかと思ふ。重要なことについては全員の意見の一致を云々といつて、大した重要でない作業があるようなことを言つておるが、紛争を調停するのには、この調停委員が重要でない行動をとるはずがないのですよ。皆すべて紛争を解決するために必要な重要な行動をとるはずなんです。だから、その行動の中でこれは重要でない、これは重要だという区別はつけるべきでないといふ思ふのです。だから、あなたの言うように、重要なことについては意見の一致を云々といふ、そういう特定する必要はないんじやないですか。調停委員は常にこの紛争解決にあたり、行動については全員の意見の一致を見て行動する、そしてその行動は報告するというような、そういう運営によつて紛争解決に当た

べきだといふ私は主張をされているのです。それをすつきりしておいて下さい。この法案を検討するときに、あとからになつて問題が起つたときに、おれは調停委員として他のものと独立して権限を持っているのだ、自分の行動は自由なんだ、他のものにそんなことを報告する必要はない、こういうことになりかねないので、私はあえてこ

とを問題にしているのです。大臣どうですか。これ局長と議論してもしようがないから。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私も大体、米田さんのお説のとおりに解釈をすべきものと思ひます。御指摘の第八

条の「調停委員の全員の一致をもつて」云々と特に書いておられますのは、少くともこのことについては法律上全

員が一致したという具体的な表示を必要とするぐらゐに解釈すべきものであつて、その他のところでは事実上調停委員が一人、たとえば第六条の場合でも「必要な報告をすることができ

る。」、一人の調停委員が報告する、その名前で報告することができるといふふうにもむろん読めます。甲という調停委員が報告をしたのに、乙、丙、丁は不同意でござる、報告することは相

ならぬといふ案においてある一人が報告するのでなしに、調停委員全員が

実際に問題としては報告する必要があるものと、調停委員のある人の名によつて報告をするといふこともあり得るといふことは認めましようけれど

も、そのときといへども、丁重に扱うならば調停委員全員の名前を連ねて報告するといふ形式が望ましいかもし

のが全然逆の反対の見解をとつておつても、ある行為ができるということではむろんない、調停委員の名において報告をし、あるいは第八條にもい

る出ていますけれども、それらの行為ができるということであらうと思ひま

す。

○米田勲君 大臣の答弁は結局あれでしよう。六条のようなことを、調停委員個人が報告や行動をとる、それが望ましい、しかし、そういうことはこの際

は避けるべきだと思ふ。この法案の審議の過程において望ましいとなら

ば、その逆がある。少なくともこの法律を出した建前、法律を審議したときの

状態においての解釈では、八条の場合には特にこういうふうな厳密に法定した

が、他の条文の中にある調停委員は、六条のようなことを、調停委員個人が報告したり行動したりする、そういう

ことができるということではないと解釈、これは少なくともそうでないとい

ふ、第六條のようなことが個人でできるとすれば、Aはある問題について報告を

する、Bはそれと全く別の報告をするといふこともあり得る。こんなことで

は法律を作る建前がくずれてしまふ。この法律を作れば紛争が解決できると

文部大臣は言っているが、それには、この調停委員になつた何人かの人が、

必ずそのお互いの了解のもとに、意見の一致をもつて常に行動するといふう

に、法律の建前は、われわれはそういうことを確認して審議したのである

といふようにしておいてもらわな

いふ、それが望ましいと言われると、これはまた問題があつて残つて

る。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) あなたの

のようなことと同じような意味のことを

申し上げるわけですが、政令に譲つて

ありますが、政令でかりに六条の場合

あるいは八条の四項等の場合、調停委

員という表現だけで、ある行為ができ

ることを書いておるようですが、第八

条の調停委員の全員の一致をもつて

云々といふことは、法律上の要件として

全員、いわば連名で一致したことを

表示する必要性を特にうたつておる。

その他の場合に調停委員と言いつ放し

ておることは、むろん調停委員たる甲

なら甲という人の名において報告をし

ましようとも、他の残りの調停委員が

全部同じ考え方であるから、その一人

の調停委員の何の何かが報告をする

こともあり得ると、そういうふうなこ

とを、いかなる場合にどんなふうによ

るかといふことを政令で定めるとい

ふことではあります。また、政府委員

が申し上げましたように、三人、五人と

いう複数の調停委員がいるのだけれど

も、その相互間の意思疎通という便宜

のためだけでも、事実上の、法律上の

問題ではないけれども、政令の立場に

おける委員会的な運営の仕方をきめて

おかないことには、にっちもさっちも

いかないであらうという部分があると思

ひます。で、政令でもつて、こういう

場合は便宜、政令上の委員長なら委員

長という職名を書いたならば、その

名前が報告をしようじやないかと、か

あるいは委員長にあらずとも、調停委

員何かが名前が報告とかその他の行

為ができるようにしようじやないかと

いふふうなことが便宜的に定められる

ことはあり得るであらう。法律上は、

御指摘のとおり全員一致と明記した場

合は、明らかに全員一致の連名によつ

て

て

て行動すべく、調停委員と書きつ放し  
のときは、全員の場合もあり得るだろ  
うし、一人の場合もあり得るだろう。  
そのことは、制度上はつきりさせてお  
かなければならぬ必要があるならば  
政令で定める、そういうことと理解い  
たします。

○米田勲君 その点は了解いたしま  
す。ところで、第四條に、事件ごとに  
調停委員を任命することになっておる  
のだが、一つの事件の最中に調停委員  
をやめていただいて、ほかの人を任命  
するということをおぼえるのかどう  
か、そういうこともあり得るのかどう  
かにこの法律はなっているのか、どう  
か。一つの事件「事件ごと」になっ  
ておるが、この事件ごとが任期です  
ね、私はそう解釈している。「事件ご  
と」と書いてあるから、この間が任  
期だ、だから、この任期中に死んだと  
か、あるいはもう全然活動のできない  
ような状態になったとか、病氣とか、  
けがとか、そういう場合を除いての話  
ですが、調停委員になってもらった  
が、都合が悪いので途中でやめてもら  
う、また新たなものを追加補充する、  
こういうことでこの法律は考えている  
のかどうか、局長にお伺いいたしま  
す。

○政府委員(杉江清君) 一般的にそう  
いうことは考えられないことでありま  
すが、ただ私も考えなければならぬ  
ことは、その調停委員が学校紛争に利  
害関係を持つに至った場合はこれはや  
めていただいたほうがいい。で、その  
趣旨のことは政令に規定することは適  
当であると考へております。

○米田勲君 そうすると、これは「事  
件ごと」というのは任期を表わして

おるんで、一つの紛争については大体  
その途中で更迭をするということはある  
得ない。ただし、その紛争に対して  
利害関係を持つに至った場合はこの  
限りではないと、こういう解釈をして  
おいていいのですか。

○政府委員(杉江清君) さようござ  
います。

○米田勲君 この第四條の第二項です  
が、「調停委員は、非常勤とする。」こ  
れは、私の、文部大臣によく話し  
ておきますが、政府、あるいはその他  
の人事案件で、よく審議をしておつて  
気がつくことは、政府関係のこういう  
審議委員を任命すると、非常勤の人に  
日当を出すわけですね、出勤—仕事  
をした人、その日当が、これは官房長  
官にもよく言つておるんだが、まだ是  
正しない。千円台で通うならいいけれ  
ども、百円台でもうばらばらに違つて  
いるわけですよ。だからこのことを、  
この法律が発動する時期になれば当然  
そういうことを考えるんだが、特に文  
部大臣は、いいかげんな金を当てずつ  
ぱうにきめることなく、よく今度は統  
一をする、官房長官のほうでも言つて  
いるのですから、その点は間違ひのな  
いように、一つぜひ考慮をしてほしい  
というところ、現在のこういう委員を  
任命したときの手当の仕方が非常にひ  
どいんです。このこともいつでも人事  
案件を審議する際に問題になりますの  
で、念のためによく検討して下さいと  
いうことを要望しておきます。時間の  
関係もありますので、関連質問でもあ  
るし、以上で終わります。

○委員長(大矢正憲) ただいま委員の  
異動がありましたので御報告いたしま

す。  
泉山三六君及び宮沢喜一君が委員を  
辞任され、その補欠として横山フク君  
及び山本杉君が委員に選任されまし  
た。

○委員長(大矢正憲) 速記をとめて下  
さい。  
〔速記中止〕

○委員長(大矢正憲) 速記をつけて下  
さい。

他に質疑のおありの方はございませ  
んか。—他に御発言もないようです  
から、本案に対する質疑は尽きたもの  
と認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢正憲) 御異議ないと認  
めます。よつて質疑は結局いたしまし  
た。

これより討論に入ります。御意見の  
おありの方は賛否を明らかにしてお述  
べをお願いします。

○千壽千代世君 私は日本社会党を代  
表しまして、この法律案に対して賛成  
の意見を述べたいと存じます。

まず第一に、法案の提案理由にもあ  
りましたとおり、学校法人の理事や評  
議員が長期にわたつて深刻な紛争を続  
けておりますことは、それがいかなる  
理由があるにせよ、いやくも教育の  
仕事に携わる者が、学校の機能を麻痺  
させ、停滞させる結果を招くことはゆ  
ゆい問題でありますから、一日もす  
みやかにそのような状態から離脱さ  
せ、正常な管理運営をはかるためには  
やむを得ない措置であると存じます。  
次に、この法案が可決成立を見まし  
ても、法の有効期間を二カ年と限定し  
て、当面する問題の処理を目標とする

ことにとどまり、私学全般に対する不  
当な干渉や圧力が所轄庁から加えられ  
ることのないように配慮されなくちゃ  
ならないことは当然であります。こ  
の点くれぐれも注意しなくてはならな  
いと思ひます。私は当面の事態が早急  
に解決されることと、将来にわたつて  
このような法律が必要でなくなることを  
心から念願して賛成の討論といたし  
ます。

○委員長(大矢正憲) 他に御発言もな  
いようございしますが、討論は結局し  
たものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢正憲) 御異議ないと認  
めます。よつて討論は結局いたしまし  
た。

それではこれより採決に入ります。  
学校法人紛争の調停等に関する法律案  
の問題に供します。本案を原案どおり  
可決することに賛成の方の挙手を願ひ  
ます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(大矢正憲) 全会一致であり  
ます。よつて本案は全会一致をもって  
原案どおり可決すべきものと決定いた  
しました。

なお、本院規則によります報告書の  
作成等諸般の手續は、慣例により、こ  
れを委員長に御一任願ひたいと存じま  
すが、御異議ございせんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(大矢正憲) 御異議ないと認  
め、さよう決定いたします。  
速記をとめて下さい。  
〔速記中止〕

○委員長(大矢正憲) 次に、義務教育  
諸学校の教科用図書無償に関する法  
律案を議題とし、審査を進めます。  
御発言のおありの方は順次御発言を  
願ひます。

○千壽千代世君 文部大臣に伺いま  
すけれども、憲法二十六條の義務教育無償  
の精神というものは、授業料だけではな  
くて、義務教育全般にわたつてだと、  
こういうような意味の所信を述べられ  
ましたんですが、そのとおりござい  
ましようか。

○国務大臣(荒木高爾夫君) 「全般に  
わたつて」という気持ではございませ  
んが、憲法二十六條がいいますことは  
は、義務教育という以上、代償なしに  
義務教育が行なわれるような条件を整  
備することを意図しておると思ひま  
す。そこで、代償なしにという事柄で  
ございしますが、私のただいまのところ  
理解しておりますことは、無償にすべ  
き、取扱いべき対象は普遍的であつ  
て、公平無私な性質を帯びたものでな  
いならば憲法二十六條の趣旨には  
合致しないであろう、こういうふう  
に私としては理解しております。その意  
味で申し上げれば、義務教育全般にお  
たるという趣旨を申し上げてもよろし  
いかと思ひます。したがつて、地域によ  
り、あるいは個人的好  
みによつて当然差異が出てくるであろ  
うという性質のものも少なくとも適當  
ではないであらう。私の考えによりま  
すれば、教育基本法が取り上げており  
ますように、授業料は無償とするとい  
うことが一番典型的なものであらう、  
その次に位するものは教科書であろ  
う、むろん教科書は教養期にございま